

児童扶養手当制度の概要(現行)

1. 目的

離婚による母子世帯等、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

2. 支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母又は養育する者（祖父母等）。

3. 予算額

1,614.6億円（21年度予算・国庫負担分）

1,678.4億円（22年度予算案・国庫負担分。父子も含む）

4. 手当の支給主体及び費用負担

・昭和60年8月以降の新規認定者（都道府県知事支給対象者）

支給主体……都道府県、市等 ※費用負担……国 1/3 都道府県、市等 2/3

・昭和60年7月以前の既認定者等（国支給対象者）

平成21年3月末 387人

支給主体……国

費用負担……国 10/10

5. 手当額（月額）

・児童1人の場合 全部支給 41,720円、一部支給 41,710円から9,850円まで

・児童2人以上の加算額 2人目 5,000円

3人目以降1人につき 3,000円

6. 所得制限限度額(収入ベース)

・本人 全部支給(2人世帯) 130.0万円、一部支給(2人世帯) 365.0万円

・扶養義務者(6人世帯) 610.0万円

7. 一部支給停止措置(平成20年4月から)

・受給資格者(母のみ)

支給開始月の初日から起算して5年(支給事由発生から7年)を超える場合に、受給者等の障害等により就業困難な事情がないにもかかわらず就業意欲がみられない場合については、手当の1/2を支給停止する。ただし、3歳未満の児童を育てている場合は、3歳までの期間は受給期間に含めない取扱いとする。

8. 平成21年3月末受給者数(厚生労働省福祉行政報告例)

総数	生別母子世帯		死別 母子世帯	未婚の 母子世帯	父が障害者 世帯	父による遺棄 世帯	その他の世帯 (養育者等)
	離婚	その他					
966,266 (100.0%)	845,543 (87.5%)	1,503 (0.2%)	8,629 (0.9%)	78,245 (8.1%)	2,615 (0.3%)	4,318 (0.4%)	25,413 (2.6%)

児童扶養手当法の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

現在、児童扶養手当が支給されていない父子家庭の生活状況等にかんがみ、当該家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、母と生計を同じくしない児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする父に児童扶養手当を支給すること。

第二 改正の要点

一 目的

父と生計を同じくしていない児童に加え、母と生計を同じくしていない児童について児童扶養手当の対象とし、これらの児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とすること。（第一条関係）

二 支給要件

母と生計を同じくしていない児童を監護し、かつ、これと生計を同じくしている児童の父を新たに児童扶養手当の支給対象とすること。（第四条関係）